

船舶事故等調査報告書

平成27年10月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015横第61号
事故等種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	平成27年5月10日 13時00分ごろ
発生場所	三重県松阪市松阪港北東方沖 松阪港東防波堤灯台から真方位064° 1,667m付近 （概位 北緯34° 37.38′ 東経136° 34.66′）
事故等調査の経過	平成27年5月12日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	ヨット あかつき、5トン未満（長さ6.60m）
船舶番号、船舶所有者等	241-05218三重、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、三重県鳥羽市に向けて遊走の目的で約10～15km/hの対地速力で機走していたところ、速力が低下したので、「三重県津市所在のヨットハーバー」（以下「本件ヨットハーバー」という。）に戻ろうと、変針して松阪港北東方沖を北西進中、平成27年5月10日13時00分ごろ船外機が停止した。</p> <p>船長は、投錨して船外機を点検したが、原因が分からず始動できなかったので航行不能と判断し、海上保安庁に救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した巡視艇にえい航され、本件ヨットハーバーに戻った。</p> <p>船外機は、本件ヨットハーバーの担当者により点検が行われ、燃料タンクから船外機に接続される燃料ホースの船外機側コネクタの不具合で、燃料が供給されていなかったことが判明した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5m</p>
その他の事項	<p>船長は、ヨット歴が4か月であり、本インシデント時が本船を譲り受けて、2回目の乗船であった。</p> <p>燃料ホースは、ゴム製であり、両端に取り付けられたコネクタ（雌型）を船外機及び燃料タンクの接続部にそれぞれ接続すると、ステンレス製のスプリングに支えられたボールが押されて弁が開き、燃料が供給されるようになっていた。</p> <p>燃料ホースは、コネクタ内部に錆^{さび}が生じていた。</p>

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり あり なし</p> <p>本船は、松阪港北東方沖を北西進中、燃料ホースのコネクタが錆びて作動しにくくなっていたことから、燃料供給が不能となり、船外機が停止して運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船長は、本船を譲り受けてから2回目の運航であったことから、燃料ホースのコネクタが錆びて作動しにくくなっていたことに気付かなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、松阪港北東方沖を北西進中、燃料ホースのコネクタが錆びて作動しにくくなっていたため、燃料供給が不能となり、船外機が停止したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中古船を購入し、又は譲り受けた際は、燃料ホース等を点検し、必要に応じて交換すること。